

衆議院 第九十回国会

# 原子力問題調査特別委員会議録

第五号

平成二十八年五月二十六日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 三原 朝彦君	理事 岩田 和親君	理事 平 将明君	理事 宮澤 博行君	理事 田嶋 要君	理事 伊東 信久君
理事 関 芳弘君	理事 中村 裕之君	理事 阿部 知子君	理事 中野 洋昌君	理事 石川 昭政君	理事 藤野 保史君
理事 大西 英男君	理事 神山 佐市君	理事 助田 重義君	理事 中川 郁子君	理事 細田 健一君	理事 宗清 皇一君
理事 越智 隆雄君	理事 大西 英男君	理事 助田 重義君	理事 中川 郁子君	理事 細田 健一君	理事 宗清 皇一君
理事 勝沼 栄明君	理事 佐々木 紀君	理事 瀬戸 隆一君	理事 額賀福志郎君	理事 細田 博之君	理事 宮路 拓馬君
理事 佐々木 紀君	理事 瀬戸 隆一君	理事 額賀福志郎君	理事 細田 博之君	理事 宮路 拓馬君	理事 村井 英樹君
理事 吉野 正芳君	理事 逢坂 誠二君	理事 菅 直人君	理事 村岡 敏英君	理事 樋口 尚也君	理事 塩川 鉄也君
理事 菅 直人君	理事 村岡 敏英君	理事 樋口 尚也君	理事 塩川 鉄也君	理事 伊東 信久君	

政府参考人  
 (文部科学省大臣官房審議 板倉周一郎君  
 官)

政府参考人  
 (経済産業省大臣官房原子 平井 裕秀君  
 力事故災害対処審議官)

政府参考人  
 (経済産業省大臣官房審議 三木 健君  
 官)

政府参考人  
 (資源エネルギー庁電力・ 多田 明弘君  
 ガス事業部長)

政府参考人  
 (気象庁地震火山部長) 上垣内 修君

政府参考人  
 (原子力規制庁次長) 荻野 徹君

政府参考人  
 (原子力規制庁長官官房緊 大村 哲臣君  
 急事態対策監)

政府参考人  
 (原子力規制庁長官官房核 片山 啓君  
 物質・放射線総括審議官)

政府参考人  
 (原子力規制庁原子力規制 櫻田 道夫君  
 部長)

参考人  
 (東京電力ホールディング 廣瀬 直己君  
 ス株式会社代表執行役社 長)

衆議院調査局原子力問題調 関 武志君  
 査特別調査室長

委員の異動

五月二十三日  
 辞任 塩川 鉄也君 補欠選任 清水 忠史君

同日  
 辞任 清水 忠史君 補欠選任 塩川 鉄也君

同日  
 辞任 同月二十六日 補欠選任

同日  
 辞任 同月二十六日 補欠選任

齋藤 洋明君 瀬戸 隆一君  
 助田 重義君 神山 佐市君  
 細田 博之君 越智 隆雄君  
 小熊 慎司君 村岡 敏英君  
 太田 和美君 柿沢 未途君  
 岡本 三成君 吉田 宣弘君  
 足立 康史君 伊東 信久君

同日  
 辞任 補欠選任

越智 隆雄君 細田 博之君  
 神山 佐市君 助田 重義君  
 瀬戸 隆一君 齋藤 洋明君  
 柿沢 未途君 太田 和美君  
 村岡 敏英君 小熊 慎司君  
 吉田 宣弘君 岡本 三成君  
 伊東 信久君 足立 康史君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
 参考人出頭要求に関する件  
 原子力問題に関する件

○三原委員長 これより会議を開きます。  
 原子力問題に関する件について調査を進めま  
 す。

去る二十三日、原子力問題に関する実情調査の  
 ため、福井県に視察を行いましたので、参加委員  
 を代表いたしましたして、私からその概要を御報告申  
 上げます。

まず、関西電力より、高浜発電所三、四号機の  
 安全性向上への取り組み及び一、二号機の四十年  
 を超える運転への取り組みの概要等について説明  
 を聴取いたしました。

防護対策として設置された防潮堤及び防潮ゲ  
 ート、竜巻防護対策が講じられた海水ポンプ室エリ  
 ア、全交流動力電源喪失に備え高台に分散配置さ  
 れた空冷式非常用発電装置や電源車、冷却手段を  
 確保するための可搬式代替低圧注水ポンプ及び火  
 災対策としての消火水バックアップタンクや防火  
 帯等を視察いたしました。

また、実際に事故の発生を想定した訓練を行っ  
 ている様子もうかがえました。  
 その後、関西電力の関係者の方々と、事故時の  
 対応能力の向上の状況、免震事務棟と緊急時対策  
 所の関係性、高浜原発の地元の雇用に対する貢献  
 度や再稼働に係る広報の状況等について意見交換  
 を行いました。

今回の視察により、原子力規制行政が適切に推  
 進されるよう監視することを使命とする当委員会  
 として、科学的視点に立って、福島第一原発事故  
 後の規制がどのように行われ、生かされている  
 か、実際に現場で目の当たりにすることができま  
 した。

最後に、視察に当たり御協力いただきました皆  
 様方に深く御礼申し上げ、視察の報告といたしま  
 す。

○三原委員長 この際、お諮りいたします。  
 本件調査のため、本日、参考人として東京電力  
 ホールディングス株式会社代表執行役社長廣瀬直  
 己君の出席を求め、意見を聴取することとし、ま  
 た、政府参考人として内閣府大臣官房審議官山本  
 哲也君、外務省大臣官房審議官中村吉利君、文部  
 科学省大臣官房審議官板倉周一郎君、経済産業省  
 大臣官房原子力事故災害対処審議官平井裕秀君、  
 経済産業省大臣官房審議官三木健君、資源エネル  
 ギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、気象庁地  
 震火山部長上垣内修君、原子力規制庁次長荻野徹

というふうを考えております。  
さらに、計画もつくつたら終わりでありません  
で、避難のための訓練を実施いたしましたして、予定  
した経路が本当にちゃんと使える、実効性がある  
のかどうかということの確認もあわせて進めてま  
いりたいというふうを考えているところでござい  
ます。

○中野委員 さまざまな点から答弁いただきました  
けれども、訓練というのは非常に大事だと思  
います、ブラッシュアップをしていくという側面。  
そして、今ある経路で多重で用意するというのも  
あるんですけども、この道路がもう少しポ  
ルトネットになるとか、恐らくインフラ、道路整備  
等も含めて自治体からはやはりお声も上がって  
くるかというふうに思いますので、そうしたことも  
含めてしっかりとこれからまた対応していただ  
きたいな、これはお願いでございます。

時間も少なくなつてまいりましたので、こ  
し、また委員会でも福島第一原発を視察され  
るということも伺っておりますけれども、私はもう三  
月に既に行かせていただいておりますので、これ  
について二点お伺いをさせていただきます。

一点目は、廃炉、汚染水対策でございます。  
汚染水問題、かなり進捗をきたな、こうい  
う思いもございまして、ただ、タンクがや  
はりふえ続けている状況でございますので、汚染  
水の発生をどう減らせるかというのが非常に大  
きな課題の一つかなというふうには思っており  
ます。

これについて、凍土壁、いわゆる陸側の遮水壁  
というものを今進められておるといふふうに伺  
っております。これが、規制委員会からも、本  
当にうまくいくのかとか、地下水位が安定する  
のか、いろいろ御指摘もありながら進んでいる  
というの承知はしておるんですけども、実際  
に、この工事あるいは運用の状況、今どうい  
う状況になっているのかということについて、  
経済産業省の方から答弁いただきたいと思  
います。  
○平井政府参考人 お答え申し上げます。

凍土方式の陸側遮水壁につきましては、原子力  
規制委員会の特定原子力施設監視・評価検討会に  
おきまして、安全を最優先する観点から、建屋  
から汚染水を漏れさせないように、遮水壁の海  
側の全面的に凍結する、これとともに山側を段階  
的に凍結していくという方針が確認されたところ  
でございます。

この方針に基づきまして、三月三十一日から  
まずは海側の全面的な凍結と、山側総延長の約  
九五％の凍結を順次開始したところでござい  
ます。凍結開始以降、プラントは順調に稼働して  
いるところでございまして、五月二十三日時点  
で、測定箇所の九割以上が零度以下になって  
いるとの報告を受けているところでござい  
ます。

一方、地下水の流れが速いといったような理由  
により凍結しにくいと想定される箇所につ  
きましては、薬剤を流し込む補助工法の適用を  
検討するなどの対応を進めているところでござ  
います。  
なお、現時点においても既に凍土壁内外の水位  
差があらわれてくるなど、凍土壁の効果も出  
始めてきているところもあわせてお話し申し  
上げさせていただきます。

今後、地下水位の状況等も評価いたしました  
し、再度、原子力規制委員会の認可を得た上  
で、陸側遮水壁の完全閉合、こちらを予定  
しているところでござい  
ます。

最終的な建屋への地下水流入量は、降雨量等  
にもよるところがござい  
ますが、現在の日量約二  
百トンから日量百トン未  
満にまで低減できる  
というふうなことを考  
えてい  
るところでござ  
い  
ますが、日々の  
データをしっかりと  
収集、分析いたし  
まして、安全を最  
優先に  
着実に凍結作業  
を進め、陸側遮  
水壁の効果が早  
期に発揮される  
よう、引き続き東  
京電力等を指  
導してまいり  
たいと思  
うところで  
ござ  
い  
ます。  
○中野委員 汚染水問題で最後にちよつと質問  
させていただきますのは、恐らく廃炉も含めて  
かなり長期の難易度の高い作業になってくる  
だろうというところをやはり現場に行つて  
痛感したわけ

ございまして、作業をしている皆様がしつかり  
と安全に作業ができる環境を整えるというの  
がすごく大事な、それを長期間にわたつて  
高い意識でやつていただく、こういうこと  
かなと思つております。

そのためにはもちろん労働環境そのものを  
よくするということも非常に大事で、それ  
は、食堂ができた、防護マスクをかぶら  
ないといけないエリアがだんだん少なくな  
つていたり、かなり進捗をしているという  
感覚を持ったわけでございますけれども、  
経産省の方からも四月に、作業している  
方への表彰というも行つた、こういうこと  
も実は伺つておりました、私、これは非  
常に実は大事なことかなと思つてお  
ります。

実際に作業されている皆様を、本  
当に国として感謝の思いを示して  
いく、あるいはたたえていく、  
こういうことをやつてい  
つて、福島第一原発の廃炉とい  
う、非常に困難なことではあり  
ますけれども、これをしつかりと  
完遂していくという意味でも、  
私は非常に大事な取り組みだ  
なと思つております。

これについて、最後に政府の答  
弁を求めたいというふう  
に思っています。  
○平井政府参考人 委員御指摘のと  
おりでございます。福島第一  
原子力発電所の廃炉、非常に  
長い期間、三十年、四十年か  
かると見込まれる前例のない  
困難な作業を完遂していくに  
当たりましては、廃炉、汚染  
水対策の現場において、作  
業員の方々に、安全であるこ  
とというのは最低限ござい  
ますが、このみならず、誇  
りを持って作業に当たつて  
いただける、こんな環境を  
つくり上げることが非常に  
重要ではないかというふう  
に我々も考えているところ  
でございます。

こうした観点から、当省にお  
きましては、作業員の方々に  
敬意を表すということも目  
的としたし、困難な課題に  
果敢に挑戦し顕著な功績を  
上げた元請企業と協力企業  
から成る作業チーム、こ  
ちらに対しまして、内閣総  
理大臣、経済産業大

臣及び原子力災害現地対策本部長としての  
経済産業副大臣名の感謝状を授与する  
制度を創設したところでござ  
います。

去る四月十日に開催いたしました福島第一  
廃炉国際フォーラム、こちらにお  
きまして感謝状授与式を行  
い、高木経済産業副大臣から  
四つの作業チームに対して各  
感謝状を授与したところで  
ござ  
い  
ます。また、内閣総理大臣  
の感謝状を授与された作業  
チームにおかれましては、  
四月十四日、総理官邸を  
表敬訪問いたしまして、  
安倍総理から直接激励の  
お言葉をいただいたところ  
でござ  
い  
ます。

経済産業省といたしましては、引き続き、  
福島第一原子力発電所にお  
きまして、作業員の方々が  
安全で誇りを持って働くこ  
とのできる環境、こちらの  
整備に全力で取り組んで  
まいりたいと思つて  
いるところでござ  
い  
ます。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○関委員長代理 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史君。

先日、先ほど来お話ありますように、本  
委員会が高浜原発を視察し  
まして、私も参加をさせて  
いただきました。私は北陸  
信越ブロックの選出です  
ので、福井県は地元の一  
つということでもありま  
す。何度も高浜にも行つ  
たわけですが、今回は原  
発のいろいろなどを見  
させていただき、関電  
トップの方からお話を  
お聞きしたということ  
で、貴重な経験をさせ  
ていただきました。今  
ちよつといらつしやい  
ませぬけれども、委員  
長を初め関係者の皆  
様に私からお礼を申し  
上げたいと思つて  
お  
り  
ます。

高浜原発といえ  
ば、四号機が、ことし  
二月二十日に、いわ  
ゆる放射能を含む水漏  
れ事故が原子炉補助  
建屋で起きましたし、  
二月二十九日には、  
先ほど指摘もあり  
ましたけれども、原  
子炉自動停止が起  
きた。個人的には、  
その原因と言われる  
機器などもできれば  
見たかったなとい  
うふう  
に思  
いま  
した  
けれ  
ども、  
今  
回  
は  
そ  
の  
機  
会  
は  
な  
か  
つ  
た  
とい  
う

ことで、建屋の外からさまざまなものを見させてもらいましたので、きょうは、実際に見聞きたことを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、構内から見ますと、やはり高浜原発というのは特殊といえますか、山合いの狭い土地に四つの原子炉がひしめいているというのを改めて実感しました。土砂崩れの防止のために山の斜面を削っているという説明も関電から受けましたけれども、そうしないとけないぐらい山が迫っています、一号、二号の裏にも、三、四号の裏にも山がある。対策はとっているという説明でしたが、別に山を平たくしたわけではなくて、熊本の南阿蘇の状況などを見ますと、これはやはり他の原発にはない大きな特徴だなというふうに感じました。

もう一つ感じましたのは、その山の上にたくさん送電鉄塔が建っているということでもあります。

配付資料を配らせていただいておりますが、配付資料の一を見ていただきますと、これは当日関電の皆さんから現地でもいただいた資料でありまして、案内ルートなんですけれども、この赤い線が私たちが見たルートでありまして、例えば②というのが左の真ん中ほどにあるんですが、ここではバスをおりまして実際にいろいろ説明を受けたんですが、その②の右側に特高開閉所というのがある、線が下の方から延びていると思うんですが、これがいわゆる送電線、横になっている、黒く目玉のようになっていっているのがいわゆる鉄塔というふうになります。

私は、その場で見ますと、この鉄塔が見上げるような位置にあります、非常に高い、しかも急な斜面に建っているなというのを改めて実感しました。

そこで、規制委員会にまず前提として確認させていただきたいんですが、これらの送電鉄塔の耐震クラスというのは何クラスでしょうか。

○田中政府特別補佐人 一般の商用電源の鉄塔

は、耐震クラスとしてはCクラスになっていると思えます。

○藤野委員 今御答弁あったように、鉄塔の耐震クラスというのはCなんです。そういう、ある意味、SでもなくBでもなくということで、弱い位置づけがされている。

私は、現地で感じました。もしここで大きな地震があつて、あるいは、そんなに大きくなくても、事前に大雨が降つていて、いろいろな形で今問題になっている表層崩壊とかあいうことが起きますと、あの高いところにある鉄塔がだだだだつと落ちてきて、これは配付資料を見ていただくとわかりますように、特開所に当たるとか、私たちが通つた道路にかぶさつちゃうとか、あるいは建屋の方に来るかもしれない、いろいろなことが現地に立つてみますと考えられるわけですね。

先ほど来、多重防護というお話があるんですが、もしここで例えば道路が塞がれちゃつたら、この二番目のものが、この②というスペースには、いわゆる多重防護の例として挙げられた可搬式の代替低圧注水ポンプとか空冷式非常用発電装置とか、いろいろ置いてあるわけですが、ここにそもそも行けなくなつてしまふ可能性すらあるわけですね。ですから、一重の壁が壊れることによつて、二重、三重目が機能しなくなる可能性もこれあるということになってくるということでもあります。

実は、送電鉄塔が倒れるという事態は結構起きておりました、原発に限らないんですけれども、結構起きておりました。

これは経産省に確認したいんですが、二〇〇〇年、平成十二年から直近までの送電鉄塔の倒壊事故の件数と、あと、関電高浜原発の十キロ圏内に送電鉄塔が何基あるか、御答弁ください。

○三木政府参考人 お答え申し上げます。  
平成十二年以降、特別高圧の送電鉄塔の倒壊事故としまして電気事業法に基づき報告されたものは、合計八件ございます。具体的には、平成十二年度、十四年度、十六年度、十七年度、二十年

度、二十四年度にそれぞれ一件、平成二十二年度に二件の報告を受けております。

また、高浜原発からおおむね半径十キロ内の特別高圧の送電鉄塔のうち、五百キロボルトのものが約九十基、七十七キロボルトのものが約百十基設置されているものと聞いております。

○藤野委員 ということは、やはり、平成十二年から二十七年ということ十五年間の間に八件起きていて、大体二年に一件、送電鉄塔が倒れる事故が起きているということでもあります。そして、高浜だけで十キロ圏内に二百基の鉄塔があるということ、これはやはり本当に、こうした鉄塔の耐震性をどうやって高めていくのかというのは非常に重要な問題だということに私は認識をしております。

配付資料の続きを見ていただきますと、例えば、今八件とおっしゃいましたけれども、配付資料の二は、皆さんよく御存じの福島第一原発の鉄塔の倒壊の状況であります。私も何度もこれを見まわりましたけれども、地震による地すべりで倒壊した。

これは見てわかりますように、五、六号機にながっているものであります。いわゆる外部電源喪失を起した一四号とは別系統ですけれども、別なんです、これももし生きていれば、少なくともここまでは来ていたわけですから、その後の進展にとつては大変大きな影響を与えたと専門家も指摘をしております。

そして、配付資料の三は、これは北陸電力の資料なんですけれども、ちよつと写真がはけています、二〇〇五年の四月一日に石川県羽咋市で起きた地すべりで倒れちゃつたという、これは石川にある志賀原発につながる五十万ボルトの鉄塔であります。これが倒れたことによつて、前後の五基が損傷して、実際に志賀原発の冷却水の循環につながる必要な外部電源が一時とれなくなつたというふうな報告を受けております。

さらには、高浜のすぐ近くにありますおおい町、このおおいでも、二〇一二年五月三十日に、

大飯原発からちよつと約十キロほど離れた場所で、これは大雨だけなんです、大雨だけで大飯原発三号につながる五十万ボルトの鉄塔の土台が崩れかけるという事故が起きました、これは関西電力さんは急遽対策工事をやつたと聞いております。私も、おおい町で実際に、工事後ですけれども、その鉄塔も見てまいりました。

そういう点で、二年に一回こういうような事故が実際に起きているということでもありますから、これはやはり何らかの対策が必要じゃないかというふうな思ふんですね。まさに、送電鉄塔というのはいわゆる外部電源を支える鉄塔でありまして、大変重要だと思ふんです。

事前のレクでお聞きしましたら、規則がありまして、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の三十三条で、少なくとも二回線の電線路が求められているというふうな説明をいただきました。

田中委員長にお聞きしたいんですけれども、量的に二回線とか三回線とかそういうのを確保することは大事だと思ふんです。それは否定しませんが、ただ、やはり一つ一つの回線の強度を、強さを、質を高めていくことが必要じゃないかと思ふんですけれども、委員長の御認識をお願いいたします。

○田中政府特別補佐人 まず最初に、ちよつと訂正させていただきますのは、先ほどCクラスと申し上げましたけれども、構内の、原子炉敷地内の開閉所はCクラスですが、それより外の方は炉規法の対象外ですので、いわゆる今先生御指摘の鉄塔とか何かについては、特に私の方でどういふうになつているかと言ふことではない。

商用電源については、独立二系統をまず最初に電源確保のために求めております。商用の、いわゆる鉄塔というのは、落雷とか着雪とかいろいろなことでは一応、独立二系統は求めておりますけれども、それについては一応、独立二系統は求めておりますけれども、そういったものが失われた場合に、非常用電源として、水冷式とか空冷式とか、多重

性と多様性を求めています。

そのほか、大型電源車、今度の新しい規制基準ではそういったものも求めておりますし、可搬型の電源車を求める、あるいは機器のための電源として直流電源、バッテリー電源も備えるというようなことで、電源確保は非常に重要なことです。そういう意味で多重な防護を求めております。

実際に全国に張りめぐらせているそういった鉄塔をどうすべきかということについては、私の方から申し上げることではないので、お答えは控えさせていただきます。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○藤野委員 私質問は、別に多重性を否定しているわけじゃないんです。どんなそれは多重にしていたらいいと思うんです。しかし、外部電源というのはまさに一番基礎になるものであって、その量だけじゃなく質を高めるべきじゃないかという質問なんです。

配付資料の四を見ていただきますと、これは高浜原発の仮処分決定の判決から抜き出させていただきました。

「外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第一の砦であり、外部電源が断たれば非常用ディーゼル発電機に頼らざるを得なくなる。福島原発事故においても外部電源が健全であれば非常用ディーゼル発電機の津波による被害が事故に直結することはなかったと考えられる。」という指摘があります。

また、「多重防護とは堅固な第一陣が突破されたとしてもなお第二陣、第三陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第一陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれるものと思われる。」という指摘なんです。

ですから、第一のとりでがやはりしつかりとしないといけないわけですし、先ほど配付資料一でも言いましたけれども、第一のとりでががら崩れちゃったら、第二のとりでにアクセスす

できなくなる可能性もあるわけで、その意味からも、やはり第一のとりでであるこの、まさに今、Cクラス、訂正といいますか、むしろ後退というか、要するに、敷地の外のものは規制の対象外だ、こういうあれなんです。しかし、その規制の対象外のものに外部電源を今依存しているという状況であって、実際、関西電力は、土台が崩れかけただけで緊急に飛んでいって工事するわけですよ。

もう一つ紹介しますと、関西電力は、これはまづいということ、全社調査しまして、三つの要件、鉄塔周辺の最大斜度、角度が三十度以上かつ逆丁字基礎かつ建設時に詳細な地質調査を実施していないもの、これを基準に自分のところのあれを選びまして、対象となる八百九十三基のうち四百九十七基がこれに該当すると。その四百九十七基のうち、さらにA、B、C、Dにランク分けして、A、一番危ないものについて対策を打つということまでやっているわけですね。

ですから、事業者でさえそういうことをやっている。なぜなら、やはりこの外部電源は失うと大変なことになるわけで、これは何か他人事のように規制委員会が考えるような話ではない。

代替電源とおっしゃいましたが、海外では、スウェーデンで二〇〇六年七月に、代替電源と言われる四系列全ての電源が失われたという事件も起きております。日本でも、冒頭紹介しました、高浜四号そのもので緊急自動停止が起きる、電気ショートですね、そういうことも起きています。

それで、ですから、多重といいますが、それぞれがやはり強固じゃないと本当の意味での多重にならないというふうに思いますので、これは人ごとではなく、本当に第一のとりでをしつかり堅固にすべきではないか。

伺います。ちよつと時間の関係であれですけども、規制外であるということやはりおかしんじゃないかということを規制委員会で議論したのか、こう聞きましたら、議論していない、こう言うわけですね。これもびつくりしました。やはり議論ぐらいたすべきだと思っ

り議論ぐらいたすべきだと思っ

私、何か不思議だと思っ

これは他の委員の方も

委員長にお聞きしたいのは、皆さんがなされた審査の前提というのは、一、二号は装荷しない、動かさない、だから、三、四号の緊急時対策所と

いう重要な施設を一、二号の中に置く、こういう前提なんです。ところが、副社長は当初から動かそうと思っ

一、二号機の審査を今しているわけですけども、仮にこれを動かすことになれば、その前に別途、今、一、二号機の緊急時対策所、一、二号機、使っていますけれども、それについては別途、今、一、二号機の緊急時対策所をつくっていただくということが前提となりますので、特にそこ

藤野委員 全く私の質問の趣旨がわかっていないと思っ

要するに、私、前も言いましたけれども、変更申請がだめだとか、そういうことを言っているんじゃないんです。何らかのふぐあいがあつたとか、あるいはより安全性が高まるとか、合理的な理由があるのならそれは申請を出されたいと思っ

こういふのは変更申請に当たるとか。当初から動かすつもりだった、一カ月後に出してきた、こういうのは変更申請の名に値しないんじゃないですか。委員長、いかがですか。○田中政府特別補佐人 変更申請をどのタイミングで出すかという事は事業者の判断でありまして、それを私どもとして妨げることはできません。ただし、そういった変更申請が出てくれば、それについては審査基準に基づいてきちっと厳格

に審査していくというのが私どもの姿勢でございます。

○藤野委員 もう最後に終わりますけれども、原発という重大な機器を動かすのは極めて重い判断です。変更申請も大変重い。にもかかわらず、今の御発言は本当に、いろいろおっしゃるけれども、到底容認できないと思いますよ。国民の信頼と委員長はよくおっしゃいますけれども、こんなのは変更申請の名にも値しない、こんなことを許していたら国民の信頼は全く得られないということ強く指摘して、質問を終わります。

○三原委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 おおさか維新の会の伊東信久です。よろしくお願ひいたします。

私は、外科の開業医なんですけれども、同時に、大阪大学の国際医工情報センターで招聘教授というのをやっております。現在でも研究に携わっております。医療、医学と、いわゆるデバイスとかマシナリー、機械を開発する工学との橋渡しをやっておりまして、そういった立場から、本日は、科学的根拠というお話について、原子力問題について質問させていただきます。

ことしの二月十九日の金曜日に、おおさか維新の会は高浜原発を視察いたしました。高浜原発の安全性向上に向けた取り組みについて説明を受け、二十六日に再稼働を予定した四号機についても、私なりにしておおさか維新なりに安全性を確認し、再稼働を容認する立場でございますけれども、直後に四号機の原子炉補助建屋での放射性物質を含む一次系の冷却水の漏れが発生したと報道がありました。

改めて、どのような事案であったか、またその対応について、御説明をお願いいたします。

○櫻田政府参考人 今御指摘のございました高浜四号機における水漏れのトラブル、これは二月の二十日に発生したものであると思っております。

関西電力から聴取したところによりますと、そのときの漏えい水の放射能の量が六・〇掛ける十の四乗ベクレル、こういうものでございました。

一方、法令の報告が必要なレベルというのはいく少しくなっております。三・七掛ける十の六乗ベクレルということで、漏えいしたものの放射能量は法令報告が必要なレベルの二桁小さい、こういったものでございました。

したがって、この件につきましては、法的な報告義務があるものではなかったんですけれども、事業者が当該弁を分解点検して、この弁を含む系統を適切に復旧したということについて規制庁の検査官が確認をしている、そういうものでございます。

○伊東(信)委員 御説明ありがとうございます。御説明していた内容に事実関係としては間違いはないんですね。一・四掛ける十の四乗ベクレル、そういった放射線量でありました。

今さらながらの話なんですけれども、ベクレルというのは、私は常々、大学の講義とかでもストープに例えているわけですね。つまり、ベクレルというのは、ストープでいうと、熱を出す、そういった熱の総量をあらわす単位で、人が実際にストープだったら当たって、暖かいとか熱過ぎてやけどするぐらいの熱さだとかいろいろあると思うんですけれども、実際に人が受けるのがシーベルト、大ざっぱですけれども、そういった例えをしております。

実際に人体への影響の度合いをあらわす単位がシーベルト、ベクレルに生体への影響を加味して係数を掛け合わせたものになると思うので、単位が違うので単純に比較できるものではありません。

ただ、この一・四掛ける十の四乗ベクレル、これはシーベルトに置きかえるのもちょっと難しいぐら小さな、人体に影響を与えるレベルでないというのには私は理解できます。ただ、だからといって、すぐに報告義務を怠っていいという問題ではないんですね。科学的に大丈夫だからこそ、早期なる報告が欲しかったというわけですから、実は、我々視察から帰ってきて、後になってその話を聞いたときに、ある議員の家族、お子さん

が、お父さん大丈夫か、そのスーツ捨てなくていいのという話になったわけなんです。その議員は文系の方なんですけれども、やはりこの温度差という認識の違いをちょっといま一度理解していただきたい。

私は、しつこいようですけれども、水漏れがあっただけでは人体に影響はない、その水の中の放射性物質が、ましてや蒸発したとしても、蒸留水の理論でわかっていただけだと思いますけれども、放射性物質が空を飛んでスーツにつくこともない、そういったこともちゃんと理解できるんですけれども、一般の皆さんとの温度差が生じないように、わかりやすい表現で情報発信を続けてほしいと思うんですけれども、そのあたり、委員長を含め、意気込みをお聞かせください。

○田中政府特別補佐人 基本的には、安全上の重要度、影響等を鑑みて、情報発信はできるだけ幅広く行っております。今この水漏れについて申し上げますと、やはり非常に世間が注目している再稼働前のことでしたので、そういう意味では、できるだけ前向きに発信すべきというふうに思っておりますので、こういったことを鑑みて、今回、熊本地震でもそうですけれども、我々の内規的な基準からいうと発信するような状況ではありませんでしたけれども、今、毎日のようにその状況を発信させていただいておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいと思っております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。発信すべきと委員長がおっしゃっていたのは、非常に重い言葉だと受けとめております。今まで議論がこの委員会の中であったことを蒸し返すつもりもございませんし、原子力問題調査特別委員会の方に今期初めてお話しさせていただいているので、ちょっと整理の意味も含めてお話しさせていただきたいのは、一ミリシーベルト神話に関してなんです。

国際放射線防護委員会、ICRPが設けている年間限度量一ミリシーベルトという数字は、私の、医療従事者の感覚からすると厳し目に感じています。これはあくまでも医療従事者の話、しかも外科医の話だと思っております。このICRPの一ミリシーベルトの話について、誰を対象にしているのか、その根拠について、そして今後この数値を変更する予定があるのか、教えてください。

○片山政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、国際放射線防護委員会、ICRPは、計画被曝状況における追加的な公衆被曝の実効線量限度を年間一ミリシーベルトと勧告しております。

これはどういうことかといいますと、放射性物質などを管理された状態でちゃんと使うときに、一般公衆に被曝ということで御迷惑をかける限度としては一ミリシーベルト以下に抑えるようにしっかりと管理をしながら、そういう趣旨で一ミリシーベルトという勧告だというふうな理解をしております。

その根拠でございますが、ICRPは、自然放射線源からの年間の実効線量、これの世界の平均値が約二・四ミリシーベルトと言われております、そのうち、地理的条件で変動いたしますラドンによる被曝、これは日本は比較的少なくて、欧米などは比較的高いと言われておりますけれども、そういったものを引いた自然放射線源からの年実効線量が約一ミリシーベルトになるということを根拠としておりまして、承知をしております。

○伊東(信)委員 今お話しいただいたことは、当たり前ですけれども、私は理解できるんですね。改めて、今、放射線源を有するとおっしゃいましたけれども、それは事業所というところのことですか、対象は事業所になりますか。例えばいいので幾つか教えてください。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。対象となる施設、典型的には原子力施設あるいは放射性同位元素を使用する施設、そういったものが対象になるのかというふうな思っております。